

# SWIFT-ICC による TSU-BPO が貿易金融に与える影響

花木 正孝

(三井住友銀行 大阪外為センター)

## I. はじめに

2013年4月17日リスボンにて開催された国際商業会議所－International Chamber of Commerce, ICC 総会にて、新たな統一規則『Uniform Rules for Bank Payment Obligation Version 1.0, ICC Publication No. 750』いわゆるURBP0750の採択がおこなわれ、2013年7月1日に発効することとなった。このURBP0750は、国際銀行間通信協会－Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication, SWIFTが開発した貿易データのマッチング・システム、Trade Services Utility－TSUに対応した銀行支払確約－Bank Payment Obligation, BPOに関するICCとSWIFTの共同事業として2011年より起草作業が進められていたものである<sup>1)</sup>。

本報告においては、初めにマッチング・システムとしてのTSUの概要について、その生みの親であるSWIFTの役割とその動き、TSUの技術的基盤であるISO20022、成立当初の単純なマッチング・システムであったTSUが、その後BPOによる支払確約機能を付加することにより、本格的な貿易決済方法として発展していった過程について解説したい。2つ目は、SWIFTと共同事業を進めたICCの動き、つまりURBP0750の制定過程について振り返ると共に、URBP0750の基本的特徴について、既存のICCの諸規則と対比することを通じて明らかにしていきたい。3つ目は、前払送金、後払送金、D/P、D/A、商業信用状の5つからなる既存の貿易決済方法と対比し、我が国輸出者及び輸入者にとっての優劣を、次いで、その際取引金融機関側に発生する与信リスク等についても比較検討することにより、このURBP0750発効が貿易金融に与える影響について指

摘する。最後に、これらを踏まえて TSU-BPO が、新しい決済方法として本格的に利用されるための条件と、その普及のための方策について提言を行うことである。

尚、拙稿においては、ICC、SWIFT 他、公開情報を基に論点を整理、指摘することとし、筆者の所属団体の公式見解ではなく、筆者個人の見解であることを、予め申し添える。

## II. TSU の成立と発展

### 1. SWIFT の概要

SWIFT とは、1973 年ベルギーにおいて、15 ヶ国、239 の銀行の参加により設立された協同組合である。そのミッションは、「国際的な金融取引におけるワールドワイドなデータ処理・データ通信リンクおよび共通言語を開発する。」というというもので、資金付替、顧客送金、外国為替、証券取引等の金融メッセージ通信分野において、安全で信頼性の高いサービスを提供している。1977 年に業務を開始し、1980 年代に業務の本格展開を行った SWIFT であるが、取引フォーマット及びコード類の標準化、共通ネットワークの整備により、金融業務の効率化、自動化の推進に大きな役割を果たした結果、年々ユーザー数及び、総メッセージ件数は増加しており、2012 年末時点で SWIFT ユーザー数は 10,279、総メッセージ件数は、4,589 百万件となっている<sup>2)</sup>。ついには、わが国の銀行外国為替業務に係る全受発信電文件数について、ほぼ 100% を占めるまでになり、従来のテレックスを駆逐し、事実上の国際金融メッセージ通信分野における de facto standard となっている。

### 2. SWIFT の取り組み

2002 年 SWIFT は「貿易サービス諮問グループ」を組織、同グループの提言に基づき、次世代の貿易書類電子化及び、そのデータマッチングシステムとして、TSU の開発を決

定し、2007年にTrade Services Utility Release 1.0-TSU1.0を開始した。その後、2008年には、輸入側銀行の輸出者に対する支払保証機能である、BPOを追加したTrade Services Utility Release 2.0-TSU2.0を開始した<sup>3)</sup>。以下に、これらシステムの概要と、その技術的基盤であるISO20022について俯瞰したい。

### 3. TSUの技術的基盤－ISO20022の概要

2004年、国際標準化機構-ISOの金融サービス専門委員-Technical Committee 68, TC68が、ISO20022を制定した。ISO20022の目的及び対象分野は、金融取引全般のメッセージに関する標準を作成することとされ、その特徴は、データ記述言語としてXML-eXtensible Markup Languageを採用している点である。XMLは、1998年にWorld Wide Web Consortium-W3Cが制定したものである。その後、我が国を含む、多くの国で決済システムにおけるメッセージ標準として採用または、検討されている<sup>4)</sup>。

SWIFTは、そもそも従来のテレックスを代替するネットワークとして開発された経緯から、メッセージ（通信文、電文）標準として、メッセージタイプ-Message Type, MTを利用して来た。これは、予め金融機関の間で取り交わされるメッセージについて、使用される取引種別別にメッセージの雛形を予め作成し、実際の取引時にメッセージを発信する際に、取引毎の個別情報をFieldと呼ばれる雛形内のデータ入力欄に入力すれば、メッセージが完成するというもので、代表的なメッセージとして、顧客送金支払指図に利用されるMT103と呼ばれる、単一の顧客送金-Single Customer Credit Transfer用のメッセージや、荷為替信用状発行に利用されるMT700と呼ばれる、荷為替信用状発行-Issue of a Documentary Credit用のメッセージ等がある。

2004年、SWIFTは、次世代メッセージ標準として、ISO20022に基づく、XMLメッセージタイプ-XML Message Type, MXの採用決定を発表した。その採用理由として、従来のMTに比べて高い柔軟性（メッセージの拡張性、変形が可能である点）を評価したとし、2010年代を通して、MTからMXへ切替える方針である。TSUは、このISO20022

をその技術的基盤としており、そのデータ記述言語として XML を採用している。

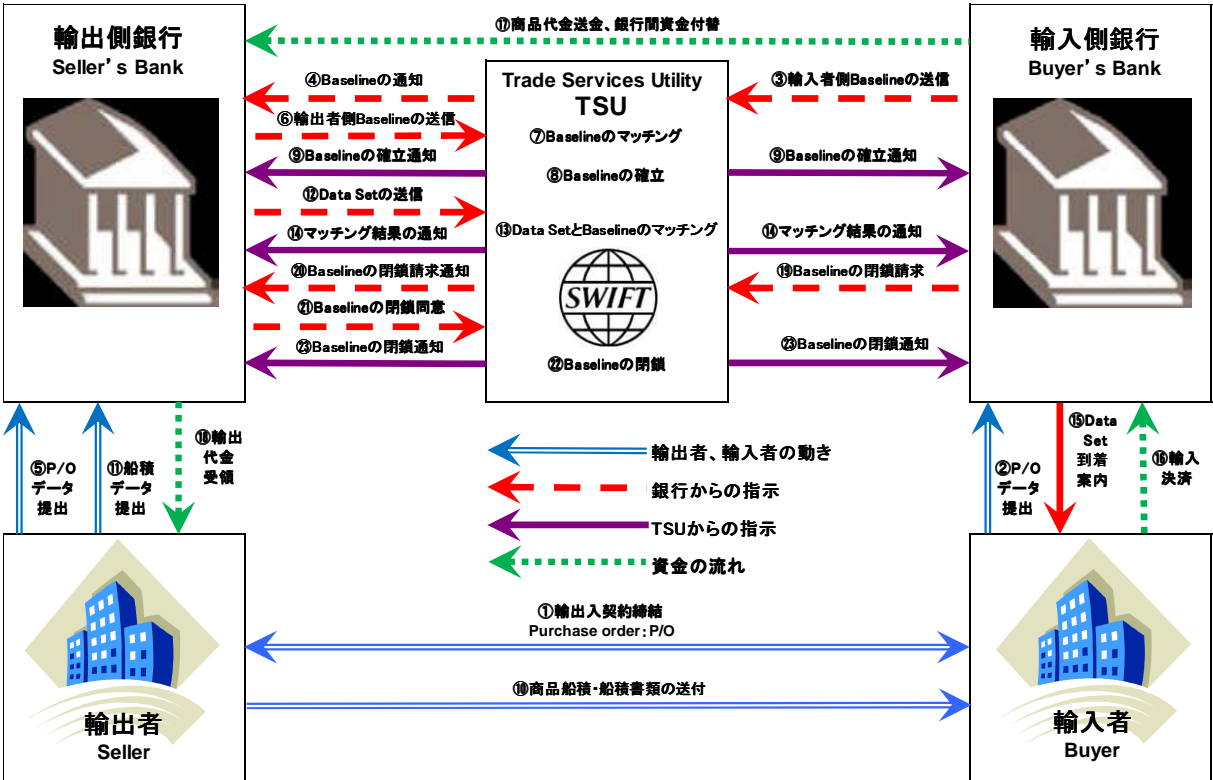
#### 4. TSU1.0-マッチング・システムの概要

##### (1) TSU1.0 の流れ

TSU1.0 の取引の流れは、図 1 のとおりである。輸出者、輸入者間で、輸出入契約—Purchase order, P/O が締結されると、両者は各々の取引金融機関（輸出側銀行—Seller's Bank、輸入側銀行—Buyer's Bank、これらを総称して当事者銀行—Involved Bank という）を經由して、各々の持つ P/O データを TSU に提出する。これを、輸出入契約のデータのことであるベースライン—Baseline の提案—proposed という。尚、この際に使用されるデータ照合システムを、Transaction Matching Application—TMA といい、URBP0750 では、データの作成については、ISO 20022 貿易メッセージ標準—Trade Services Management messages, TSMT に基づき作成することを要求している。現状、ISO20022 に基づくデータを取り扱う TMA を実現しているのは、TSU のみである。TSU は、輸出入双方の当事者銀行が提出したベースラインをマッチングする。相互のデータ間に不一致がないことを、ゼロ・ミスマッチ—Zero Mismatches といい、この場合、TSU はその旨を、輸出入双方の当事者銀行に通知する。これをベースライン確立—Established Baseline という。輸出者は、契約通り船積みを行った後、コマーシャル・データ（取引・商品・請求金額）、トランスポート・データ（運送）、保険データ（貨物保険）、証明書データ（原産地証明書等）といった船積データ及び、TSU からの通知等からなる TSU 関連データの集合体、データ・セット—Data Set を輸出側銀行経由、TSU に送信する。これを受けて TSU は、すでに確立しているベースラインとデータ・セットをマッチングする。マッチングされるデータ・セットが確立したベースラインと一致することを、データ・マッチ—Data Match、一致しないことを、ミスマッチ—Mismatch といい、TSU はマッチング結果を輸出入双方の当事者銀行に送信する。データ・マッチすれば、データ・セットの到着案内が輸入側銀行から輸入者宛に行われる。

データ・セットの到着案内を受けた輸入者は、輸入者側銀行に輸入代金の決済を行い、決済完了後、ベースラインの閉鎖手続きが行われ、取引全体が完了する。尚、ミスマッチの場合は、ミスマッチの内容について輸出者、輸入者いずれかが、その取引金融機関を経由して、ミスマッチの承諾を送信することにより、データ・マッチ状態になる。

図1 TSU1.0 の流れ



SWIFT 資料を基に筆者作成

(2) TSU1.0 の導入事例

ここで、TSU1.0 の導入事例として、株式会社イトーヨーカー堂のケースを紹介したい。同社の対象取引は、中国・香港からの輸入仕入れ取引で、日本側では三菱東京 UFJ 銀行、中国側では中国銀行が窓口となって、2011 年より試行しているもので、導入効果として輸出者の書類呈示後、資金受領迄の期間が従来の信用状取引の 2 週間程度に比べ、3 日間程度、つまり 5 分の 1 に短縮できたとの報告が、SWIFT の会合などで報告

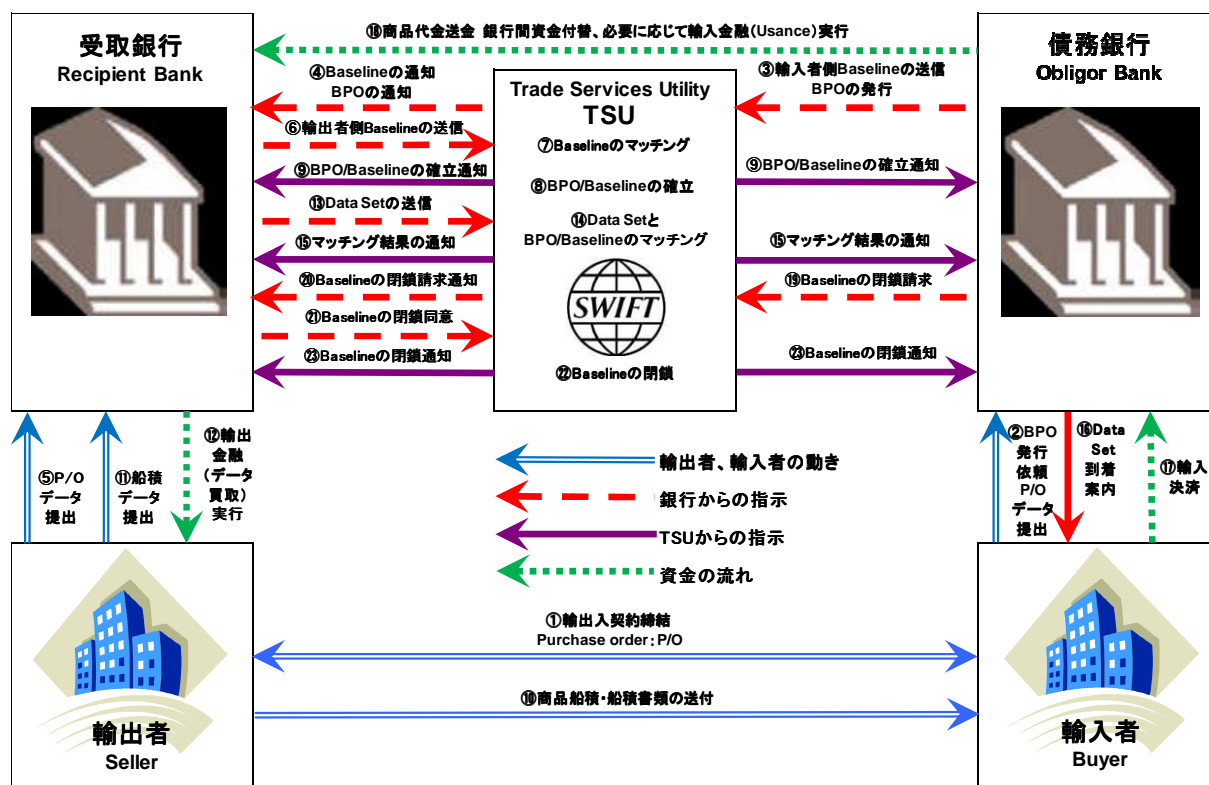
されている<sup>5)</sup>。取引コストは、荷為替手形取立、つまり D/P や D/A に準ずる水準とされているが、取引スピードの大幅アップにより、支払金利等は削減できたという。一方で、適用規則は、SWIFT の定める TSU Rulebook と共に、ICC 取立て統一規則に準拠する形となっている。

## 5. TSU2.0-BPO による支払確約の概要

### (1) TSU2.0 の流れ

TSU2.0 の取引の流れは、図 2 のとおりである。輸出者、輸入者間で、契約が締結されると輸入者は、債務銀行—Obligor Bank に対して、P/O データを提出するとともに、BPO の発行を依頼する。これを受けて債務銀行は、TSU に BPO が含まれるベースラインの提案を行う。これを受領した受取銀行—Recipient Bank は、輸出者にこれを通知するとともに、輸出者側から P/O データの提出を受ける。TSU は受取銀行から提案を受けたベースラインと債務銀行から既に提出された BPO が含まれるベースラインをマッチングし、ゼロ・ミスマッチであれば、ベースライン確立と共に、BPO が有効に成立したことを輸出入双方の当事者銀行に通知する。輸出者は、契約通り船積みを行った後、データ・セットを受取銀行に提出する。受取銀行は、BPO による債務銀行の保証を見返りに、このデータ・セットを買取ることも可能である。これにより、受取銀行は、信用状取引における買取銀行の役割、つまり輸出荷為替手形の買取りと同様、輸出者の資金ニーズに応える役割を果たすこととなる。買取り後、受取銀行はデータ・セットを TSU に送信する。TSU は、すでに確立している BPO 及びベースラインとこれをマッチングし、データ・マッチすれば、データ・セットの到着案内が債務銀行から輸入者宛に行われる。データ・セットの到着案内を受けた輸入者は、債務銀行に輸入代金の決済を行うか、必要に応じて、輸入ユーザンスの提供を受ける。決済完了後、ベースラインの閉鎖手続きが行われ、取引全体が完了する。

図 2 TSU2.0 の流れ



SWIFT 資料を基に筆者作成

## (2) TSU2.0 の導入事例

ここで、TSU2.0 の導入事例として、BP Petrochemicals 社の、中国・インド・中近東宛輸出取引事例を採り上げてみたい<sup>6)</sup>。これは、初の BPO を利用した事例であり、導入効果として、TSU1.0 同様、輸出者の書類呈示後、資金受領迄の期間が、14~16 日から 4 日程度に短縮できたこと。そして、これによって、銀行輸入与信枠の利用サイクルが 3 倍となったことを挙げている。取引コストは、信用状取引に準ずるが銀行輸入与信枠利用効率の大幅改善、スピードアップ化で輸出者側 50%、輸入者側 40%削減できたと報告されている。尚、適用規則については、報告時点では BPO にかかわる規定を含め、SWIFT の定める TSU Rulebook に準拠しているものの、URBP0750 制定後はこれを適用する方針である。また、別の事例として、Siam Commercial Bank が、タイ最大のポリマー販売企業である、PPT Polymer Marketing-PTTPM 社との信用状付輸取出

引の TSU-BP0 への切替においても、同様に取引期間が、7 営業日から 3 営業日に短縮できたとの報告がなされている<sup>7)</sup>。本件も、URBP0750 制定後はこれを適用する方針である。

### Ⅲ. URBP0750 の制定-ICC の動き

#### 1. ICC による統一規則制定

前記のとおり、当初、BP0 は SWIFT の定める TSU Rulebook を準拠規則としていたが、2011 年 9 月、SWIFT は ICC と協働して、BP0 に関する新たな統一規則の制定を行うと発表。新統一規則名称は、URBP0 とされた。これを受けて ICC 内に URBP0 起草委員会が立ち上げられ、2012 年 6 月 Draft1、同年 9 月 Draft2、同年 12 月 Draft3、2013 年 2 月 Final Draft の作成を経て、2013 年 4 月 17 日採択され、ICC 出版物番号として、750 を与えられた。ICC によれば、URBP0750 は、既に制定された他の ICC 制定の統一規則、例えば 2007 年発効の荷為替信用状に関する統一規則および慣例—The Uniform Customs and Practice for Documentary Credits, ICC Publication No.600 いわゆる UCP600、2010 年発効の請求払保証に関する統一規則—Uniform Rules for Demand Guarantees, ICC Publication No.758 いわゆる URDG758、1998 年発効の国際スタンバイ規則—International Standby Practices, ICC Publication No.590 いわゆる ISP98 等に親和性のある条文構成とする方針に基づき制定され、例えば、定義、解釈を明確化し条文を簡素化、使用する用語・概念に可能な限り統一感を与えたとされる。一方、URBP0750 は既存の ICC 制定の統一規則が専ら書類を取り扱うのに対して、データを取り扱う規則の為、これら規則とはかなり異なる概念も数多く導入することとされている。

#### 2. ICC 参画の意義

ここで ICC の概要について俯瞰し、URBP0750 制定に ICC が関わる意義を整理してお



きたい。ICCは、第1次世界大戦直後の1920年、国際商取引の促進を目的にパリに設立された民間団体であり、一貫して貿易取引に纏わる規則の制定活動を通じて国際商取引促進に資する活動を行ってきた。現在世界130カ国に国内委員会、約7,400社の会員を有する<sup>8)</sup>。その中に設けられた専門委員会の内、銀行技術実務委員会－ICC Commission on Banking Technique and Practiceが、貿易金融に関する統一規則制定を行っている。既に挙げた銀行が発行する保証取引に関する規則の他にも、代表的な統一規則として、1995年発効の取立統一規則－Uniform Rules for Collections, ICC Publication No.522 いわゆる URC522 や本年1月発効したばかりの、フォーフェイティングに関する規則－Uniform Rules for Forfaiting, ICC Publication No.800 いわゆる URF800 等が挙げられる。

元々SWIFTは、自らが定めたTSU RulebookにBPOに関する規定も盛り込んでいた<sup>9)</sup>。しかし、システムベンダーであるSWIFTとしては、貿易取引における国際的なルール作りにおいて、ICCの持つ豊富なノウハウ、実績と、それに加えて銀行を含む貿易当事者への絶大な影響力を活用することによって、TSU-BPOの実用化に弾みをつけたいものと思われる。次に、URBP0750の特徴をいくつか挙げてみたい。

### 3. URBP0750の特徴

#### (1) 既存の規則との類似点

##### ① 銀行保証としてのBPOの性質

URBP0750 第3条「一般的定義－General Definitions」では、BPOは次の通り定義されている。“Bank Payment Obligation” or “BPO” means an irrevocable and independent undertaking of an Obligor Bank to pay or incur a deferred payment obligation and pay at maturity a specified amount to a Recipient Bank following Submission of all Data Sets required by an Established Baseline resulting in a Data Match or an acceptance of a Data Mismatch pursuant to sub-article 10(c).

これにより、BPOはその条件通りのデータ提出、若しくは、仮にミスマッチがあったとしても、URBP0750 第 10 条 c 項に規定するミスマッチに対する承諾-acceptance of a Data Mismatch があれば、これを条件とした債務銀行の取消不能な支払確約であることを示しており、前半部分については信用状取引における UCP600 第 2 条「信用状 (Credit)」、「オナー (Honour)」とほぼ同一の定義といえる。後半部分についても、UCP600 の条文として明文化されていないものの、銀行間の実務慣行として確立しているケーブル・ネゴに相当する規定<sup>10)</sup>であり、両者の間に、基本的な相違はない。

## ② 独立抽象性の原則

URBP0750 第 6 条「BPO と契約—Bank Payment Obligation v. Contracts」では、UCP600 第 4 条「信用状と契約」、URDG 第 5 条「保証および裏保証の独立性」等と同様に、その取引の基礎となる売買契約その他の契約とは別個の取引であるとの規定があり、BPO が信用状等、既存の銀行保証と同様に独立抽象性を具備していることを明示している。

## (2) 既存の規則との相違点

銀行保証の性格としては、既存の規則と相違ない BPO であるが、データを取り扱うことから、従来とはかなり性格の異なる規定もある。

### ① 受益者の位置付け

UCP600 を始めとする既存の規則では、受益者は銀行以外の当事者であることを認め、実際の信用状でも大半の受益者が輸出者である。これに対して、URBP0750 第 3 条では、受取銀行が BPO の受益者である旨規定されており、輸出者は URBP0750 の当事者ではないことを明示している。

### ② TMA に関する規定

URBP0750 第 2 条 c 項「適用」では、BPO はデータのやり取りであることから、その TSMT として ISO20022 に基づく、XML メッセージタイプを指定する等、ISO の提供する技術的基盤によって支えられていることを明確に規定している。前述の通り、現状では SWIFT-TSU のみが、これを満たす TMA を提供していることから、事実上 TSU によっ

て利用されることとなる。

### ③ データ取引の原則

銀行が取り扱うのは、書類－documents のみであり、物品－goods、サービス－services、履行－performance は取り扱わないとする、UCP600 第 5 条に代表される、従来型規則における「書類取引の原則」と異なり、URBP0750 第 7 条「データと書類、物品、サービスまたは履行」では、銀行が取り扱うのはデータ－data のみであり、物品、サービス、履行はもとより、書類すらもその取扱い対象外であることが規定されている。また、データを取り扱うことから、新たに URBP0750 第 4 条「メッセージの定義－Message Definitions」という条文が加えられ、前述の TMA、TSMT に関わる、独特な用語の定義もなされている。

### ④ BPO の有効期限

URBP0750 第 8 条「BPO の有効期限－Expiry Date of a BPO」には、BPO に基づくデータ・セットの提出期限、つまり BPO の有効期限は、銀行営業日または営業時間に関わりなく、協定世界時－Universal Time Coordinated, UTC で判断すると規定されている。これは、銀行営業日且つその営業時間中に、書類の呈示を行うことを前提に規定された既存の ICC 制定の規則と大きく異なる点である。これは、データを取扱うことから、世界中同一の時刻で運行管理するという、システムに関する標準的な考え方を反映していると思われる。

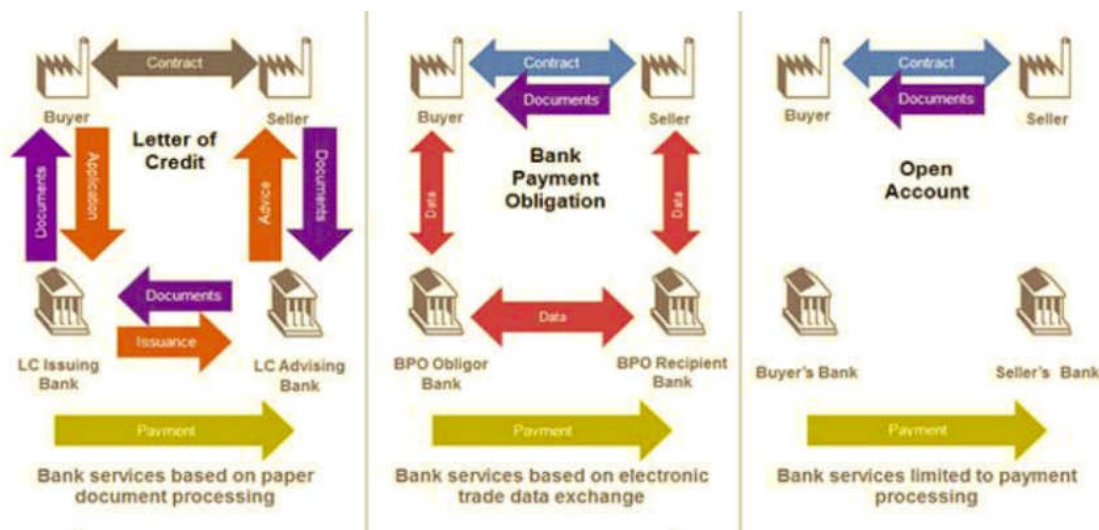
## IV. TSU-BPO が貿易金融に与える影響

### 1. SWIFT の TSU-BPO に対する期待

SWIFT は、TSU-BPO を単なる信用状取引（または荷為替手形）の代替決済方法ではなく、図 3 のように、送金取引－Open Account と異なる第 3 の決済方法として位置付けており、信用状取引のみならず、送金取引をもその代替対象としており、TSU-BPO

に寄せる期待の大きさが窺える<sup>11)</sup>。

図3 SWIFTのTSU-BPOに対する位置づけ



出典：SWIFT

ここで、TSU-BPOと既存の貿易決済方法との比較検討を通じて、貿易金融に与える影響を考えていきたい。既存決済方法とは、前払送金、後払送金、D/P、D/A、信用状取引の5つである。

## 2. 貿易当事者からみた既存決済方法との比較検討

### (1) 取引リスクに関する比較

まず、貿易当事者からみた取引リスク、具体的には輸出者の代金回収リスク、輸入者の商品受領リスクについて比較する。輸出者、輸入者の立場からみてリスクの大小の順に並べると、表1のようになる。資金と商品の流れが独立している送金取引が輸出者または輸入者のどちらかに、一方的な取引リスクを負担させるのに対して、荷為替手形という書類を利用することで、この二つの流れを紐付けるドキュメンタリー取引は、貿易当事者にとって商取引契約上の妥協点を見出しやすい決済方法である。一方、TSU-BPOは、書類を介在させない点で、ドキュメンタリー取引に劣後する点も否めないが、債務銀行の保証が付く点から、表1では信用状取引と、D/P、D/A、の間に入

る決済方法であることがわかる。

## (2) 取引スピードに関する比較

TSU-BPO は、信用状取引とほぼ同様の効果を狙った決済方法であるが、取組事例等からみて明らかのように、TSU のスピードが既存の決済方法対比、圧倒的に早いことは明白である。取引金融機関に対して行う手続きも、ベースライン、データ・セットの提出となり、自ずと電子データの形となることから、輸入者側は、煩雑な信用状発行申込手続きが省け、必要に応じた機動的な発注が可能となる。これは、サプライチェーンの高速化に資する TSU-BPO の利点であろう。また、輸出者側も同様に、荷為替手形作成と、信用状条件と船積書類の内容をチェックするという手間も省ける。

## (3) 金融コストに関する比較

また、貿易当事者からみた金融コストについて、その有無を比較すると、表 2 のようになる。TSU-BPO は、信用状取引とほぼ同様の銀行取引条件が適用されるが、取組事例等からみて明らかのように、TSU のスピードが圧倒的に早く、銀行の与信期間も大幅に短縮されることを考慮に入れれば、金利、保証料に代表される、金融コストの大幅削減に繋げることが可能であるといえよう。また、与信期間の短縮は、貿易当事者にとって、取引金融機関における貿易金融取引枠（荷為替手形買取を行うための輸出金融取引枠、信用状発行や輸入ユーザンス取組みといった、輸入金融取引枠）の圧縮効果がある。これにより、取引金融機関に対する担保提供などの負担も減らせるといえよう。

表 1 取引リスク比較

決済方法	輸出者	輸入者
前払送金	リスク小	リスク大
信用状取引	↓	↑
TSU-BPO		
D/P		
D/A		
後払送金	リスク大	リスク小

表 2 金融コスト比較

決済方法	手数料	金利	保証料
送金取引	少額	なし	なし
D/P・D/A	多額	あり	なし
信用状取引	多額	あり	あり
TSU-BPO	中程度	あり	あり

## 3. 取引金融機関からみた既存決済方法との比較検討

### (1) 輸出取引における与信リスクに関する比較

輸出者の取引金融機関における与信リスクに関しては表 3 のように、BPO のない TSU1.0 でのデータ・セット買取は、D/P、D/A 手形買取と、TSU-BPO、つまり TSU2.0 でのデータ・セット買取は、信用状付輸出手形買取とほぼ同様の与信リスクが発生する。また、BPO 付のデータ・セット買取は、ないものより与信リスクが小さいと考えられるのは、債務銀行の支払保証があるためである。また、ドキュメンタリー取引に対して、TSU でのデータ・セット買取が、与信リスクが高いと判断されるのは、通常荷為替手形の買取時に、これに含まれる船積書類や、輸出者の取扱商品が、銀行に対する譲渡担保と契約上、位置付けられているためである<sup>12)</sup>。TSU-BPO 取引でも荷為替手形買取と同様に、輸出者と輸出手形買取銀行の間に、譲渡担保契約が締結されることとなろう。しかし、TSU-BPO 取引では荷為替手形の買取と異なり、船積書類、特にそれに含まれる船荷証券が、輸出者から輸入者に直接送付されることから、輸入者が商品を代金決済前に取得してしまう。商品を取得した輸入者は、通常、直ちに商品を売却するので、譲渡担保権の行使が事実上不可能である点が、その理由である。

## (2) 輸入取引における与信リスクに関する比較

輸入者の取引金融機関における与信リスクに関しては、支払保証を発行する TSU-BPO は、信用状発行とほぼ同様の与信リスクが発生することとなる。しかし、表 4 のように、信用状発行に対して、BPO 発行が担保面で見劣りする、つまり与信リスクが高いと判断されるのは、前述の輸出与信と同様の理由により、契約上の譲渡担保権<sup>13)</sup>の行使が事実上不可能である点が、その理由である。

表 3 輸出与信取引のリスク比較

決済方法	与信リスク	担保
送金取引	なし	なし
D/P・D/A取立	なし	なし
D/P・D/A買取	大	あり
信用状付輸出手形買取	小	あり
TSU-BPOなし (TSU1.0)	大	なし
TSU-BPOあり (TSU2.0)	小	なし

表 4 輸入与信取引のリスク比較

決済方法	与信リスク	担保
送金取引	なし	なし
D/P・D/A	なし	なし
信用状	あり	あり
TSU-BPO	あり	あり

## (3) 事務処理効率に関する比較

取引金融機関の事務手続きにおける TSU-BPO の効果として、人手をかけず全自動処

理—straight through processing, STP 化できるという点が挙げられる。現在、STP 化が進んでいるのは、主に送金取引である。既に述べた通り、SWIFT の MT による通信メッセージの標準化が 1980 年代末に達成されたことにより、1990 年代後半より、取引先から、電子データで取引を受付する、いわゆる Electric Banking, EB 化が実用化され、現在、送金取引、信用状発行の申込受付に活用されている。現状、ドキュメンタリー取引は EB 化の対象にはなっていないが、TSU-BPO の実用化が進めば、TSU-BPO の諸手続きも、基本的には STP 化の対象となり、金融機関における事務効率向上に繋がるものと期待される。

#### (4) 与信管理業務に関する比較

取引金融機関における輸出者、輸入者宛の与信管理業務において、TSU-BPO は、与信取引先の商取引内容をリアルタイムに把握することが可能となる。これは、与信取引先の業況の変化を迅速にモニタリングすることを意味する。また、電子データは、それ自体が金融機関内部での与信稟議手続を行う際の資料として容易に転用できることから、与信管理をよりシステマチックに効率化できるという点が挙げられる。信用状取引の利用率の低下と、それに伴う送金取引への切替が進んだことにより、取引金融機関は、商取引内容把握が困難になってきたといわれて久しいが、TSU-BPO はこれの歯止めとなることが期待される。加えて、取引自体のスピードアップに伴う、与信取引枠の縮減も可能となることも併せて考慮すれば、取引金融機関にとり TSU-BPO は、譲渡担保権の問題を除けば、輸出入金融における与信リスク削減効果があるといえよう。

#### (5) コンプライアンスに関する比較

現在、金融機関におけるコンプライアンス管理体制は、強化の一途を辿っている。我が国外為法による適法性の確認義務のみならず、米国財務省外国資産管理室—Office of Foreign Assets Control, OFAC の定める、資産凍結規制等、輸出者、輸入者を始め、船会社、保険会社、原初依頼人、最終受益者に至るまで、広範囲な取引の関係当事者について、規制対象者あるいは規制対象取引でないことを確認した上で、

取引に応じている<sup>14)</sup>。送金取引のように専ら SWIFT で通信のみで行う取引であれば、メッセージを規制対象者リストと、システム上で自動チェックする体制を取ることが可能であるが、荷為替手形取引では、取引依頼書上の情報だけではなく、船荷証券、保険証券等、書類上に記載されている情報まで、目視確認の上、マニュアルでチェックする必要に迫られる。TSU は、コマーシャル・データ、トランスポート・データ、保険データ、証明書データといった船積データを網羅するデータ・セットを取り扱うので、自動チェック化の推進による、コンプライアンス体制強化に資するといえよう。

#### (6) 決済方法としての応用範囲の広さ

TSU がデータのマッチング業務にのみ特化し、特定の資金決済方法を利用させるという制限を加えていないことから、TSU-BPO は幅広い貿易金融スキームへの応用が期待できる。既に、2013 年 7 月には、訴求権のない輸出債権買取—Forfaiting への初めての応用事例<sup>15)</sup>が SWIFT により公表されており、その潜在的なフレキシビリティの高さを発揮している。今後は、国際ファクタリング、貿易保険との組合せスキームや、請求払保証やスタンドバイ信用状等、外国保証取引への応用も期待できると考える。

## V. 結 語

これまで見てきたように、TSU-BPO を既存の決済方法と、貿易当事者や取引金融機関における①取引リスク、②金融コスト、③取引スピードの 3 点について比較した場合、信用状取引がローリスク・ハイコスト・ロースピード、送金取引がハイリスク・ローコスト・ハイスピードであるのに対して、TSU-BPO は、送金取引のメリットとされる、事務コストの低減や迅速な手続の実現及び、信用状取引のメリットとされる、代金回収リスク低減、輸出入金融における与信リスク低減という、既存の決済方法のメリットを同時に達成する、ローリスク・ローコスト・ハイスピードであるといえよう。

加えて、URBP0750 発効は、事実上の国際金融メッセージ通信分野における de facto



standardを握るSWIFTと、国際商取引における影響力を有するICCの協同作業であり、貿易取引の関係当事者に与えるインパクトは大きいと思われ、TSU-BPOの知名度向上、利用促進に寄与するものと思われる。

これを踏まえ、わが国の金融機関に求められるのは、次の5点であろう。列挙すれば、①TSUに関するわが国輸出者/輸入者に対する周知、②URBP0750に関するわが国輸出者/輸入者に対する周知、③TSU-BPOに対応した与信規定の策定、④TSU-BPOに対応したEBを始めとしたインフラ整備、⑤TSU-BPOに対応した人材育成、行内システム整備を含む事務処理体制の構築である。現状、一部の特定大口取引先に対する、限定的なサービスとして試行段階に留まっているTSU-BPOが、既存の決済方法に並ぶ、決済方法に成長する為には、取引の裾野の拡大、つまり中小の輸出者及び輸入者に対しても、広く提供できる汎用性の高いサービスとして整備していくことができるか否かにかかっている。

以上

注

1)URBP0750採択までの過程については、“SWIFT HP SWIFT and ICC Banking Commission collaborate on enhanced rules and tools for Trade Finance” ,

[http://www.swift.com/about\\_swift/shownews?param\\_dcr=news.data/en/swift\\_com/archived\\_news/press\\_releases\\_ICC\\_trade.xml](http://www.swift.com/about_swift/shownews?param_dcr=news.data/en/swift_com/archived_news/press_releases_ICC_trade.xml) 及び、釜井大介「BPO統一規則(URBP0)の概要」『金融法務事情』1974号、2013年7月25日、60-61頁を参照

2)SWIFT HP「SWIFTデータ - SWIFTNet FINメッセージ/2012年12月 YTD」,

[http://www.swift.com/jp/about\\_swift/company\\_information/swift\\_in\\_figures/201212.page?](http://www.swift.com/jp/about_swift/company_information/swift_in_figures/201212.page?)

3) 佐藤武男、『貿易電子化で変わる中小企業の海外進出』, 中央経済社, 2013年1月, 183-190頁

4) 森毅, 「金融業務で利用される通信メッセージの国際標準化動向 - XML標準 ISO20022 (UNIFI)による統合化の動き」『IMES DISCUSSION PAPER SERIES』No. 2007-J-5, 2007年2月, 1-26頁及び、柳原将男, 木下智博, 「国内主要決済機関及び金融機関のISO20022対応」『金融情報システム』No. 307, 2010年冬, 27-55

頁参照

5) イトーヨーカ堂の実証実験については、多数の報告、先行研究がなされている。

SWIFT HP “Bank case study Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ” ,

[http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business\\_areas/trade\\_case\\_study\\_btmu.pdf](http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business_areas/trade_case_study_btmu.pdf)

及び、“TSU Payment Services for Itō Yōkadō by Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ”,

[http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business\\_areas/trade\\_case\\_study\\_tsu\\_ito\\_yokado.pdf](http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business_areas/trade_case_study_tsu_ito_yokado.pdf)

佐藤武男, 前掲書 (注 3), 191-205 頁

小林二三夫, 「小売業の国際調達と電子 L/C の方向性」, 『日本貿易学会「年報」』第 46 号, 2009 年, 177-183 頁

6) SWIFT HP “ Bank Payment Obligation (BPO) Case study - Getting paid on time and increase competitiveness using the BPO and SWIFT’ s TSU” ,

[http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business\\_areas/trade\\_case\\_study\\_bpo\\_scb.pdf](http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business_areas/trade_case_study_bpo_scb.pdf)

7) SWIFT HP “Bank Payment Obligation-Trade Finance Goes Digital-Case Study -First BPO Service in Southeast Asia” ,

[http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business\\_areas/trade\\_case\\_study\\_bpo\\_scb\\_ptt pm.pdf](http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business_areas/trade_case_study_bpo_scb_ptt pm.pdf)

8) 国際商業会議所日本委員会 HP , <http://www.iccjapan.org/icc/gaiyou.htm>

9) 釜井大介, 前掲書 (注 1), 60-61 頁

10) ケーブル・ネゴについては、平野英則「外為法務入門講座 第 32 回 ディスクレパンシーへの実務対応」『銀行法務 21』720 号, 2010 年 9 月, 58-63 頁を参照

11) ICC HP “Bank Payment Obligation” ,

[http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business\\_areas/trade\\_icc\\_bpo.pdf](http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business_areas/trade_icc_bpo.pdf)

12) 輸出手形買取を行う際、輸出者とその取引金融機関間で、「外国向為替手形取引約定書」が締結され、その第 3 条 (担保) に、「付帯荷物および付属書類は、外国向為替手形の買取によって負担する手形上、

手形外の債務ならびにこれに付随する利息、割引料、損害金、手数料および諸費用の支払の担保として貴行に譲渡します。」とある。

13) 信用状の発行を行う際、輸入者とその取引金融機関間で、「信用状取引約定書」が締結され、その第3条（担保）に、「付帯荷物および付属書類は、信用状取引によって私が負担する債務ならびにこの取引に付随する利息、割引料、損害金、手数料、保証料および諸費用の支払の担保として、貴行に譲渡します。」とある。

14) OFAC 規制については、米国財務省 HP,

<http://www.treasury.gov/about/organizational-structure/offices/Pages/Office-of-Foreign-Assets-Control.aspx> を参照のこと。

15) SWIFT HP ” Trade Services Utility (TSU) Bank Payment Obligation (BPO) Case Study - First Forfeiting on TSU/BPO in the world” ,

[http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business\\_areas/trade\\_case\\_study\\_vale\\_bank\\_of\\_tokyo\\_mitsubishi.pdf](http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business_areas/trade_case_study_vale_bank_of_tokyo_mitsubishi.pdf)

#### 参考文献

中島真志, 『SWIFT のすべて』, 東洋経済新報社, 2009 年 7 月

西口博之, 「新しい貿易金融サービス—SWIFT/ICC による電子信用状の行方—」, 『国際金融』1250 号, 外国為替貿易研究会, 2013 年 7 月 1 日, 66-73 頁

檜垣拓也, 「L/C に代わる TSU/BPO の動向、有効性、並びに推進課題の考察」, 『国際商取引学会年報』第 15 号, 2013 年 5 月, 34-47 頁

檜垣拓也, 「「銀行支払確約」付 TSU の仕組み・現状と SME 利用への考察」, 『国際金融』1249 号, 外国為替貿易研究会, 2013 年 6 月 1 日, 74-81 頁

渡部吉昭, 「SWIFT のサービスとその新展開」『金融ジャーナル』, 2012 年 2 月, 60-63 頁

佐藤武男, 「貿易の電子化で進む新しい貿易決済」『金融法務事情』No.1846, 2008 年 9 月 25 日, 10-20 頁